

# 7

令和7年第1回  
多治見市議会定例会  
追加議案説明資料

令和7年3月3日



## 目次

議第46号	多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて	-----	1
-------	-------------------------------	-------	---



## 議第46号 多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて

### 1 改正趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正され、同令で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額が引き上げられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

(1) 非常勤消防団員の補償基礎額を次のように改める（別表関係）。

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円 (12,500円)	13,700円 (13,350円)	14,500円 (14,200円)
分団長及び副分団長	11,300円 (10,800円)	12,100円 (11,650円)	12,900円 (12,500円)
部長、班長及び団員	9,700円 (9,100円)	10,500円 (9,950円)	11,300円 (10,800円)

※（ ）内：現行の補償基礎額

※300円～600円の引上げ

(2) 消防作業従事者等（消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者をいう。以下同じ。）の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる（第5条第2項関係）。

(3) 扶養親族（第5条第3項各号に該当する者）のある非常勤消防団員又は消防作業従事者等について、補償基礎額の加算額を次のように改める（第5条第3項関係）。

ア 同項第1号に該当する扶養親族（配偶者） 1人につき217円から100円に引き下げる。

イ 同項第2号に該当する扶養親族（子） 1人につき333円から383円に引き上げる。

### 3 施行日 令和7年4月1日